

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
( 答申第 2 9 6 号 )

平成 1 6 年 2 月 2 日

横情審答申第296号

平成16年2月2日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年5月15日建宅指第99号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「第52規1134号（港北ニュータウン事業）において請求人宅造成工事の中間  
検査の実施期間を示す文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮  
問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「第52規1134号（港北ニュータウン事業）において請求人宅造成工事の中間検査の実施期間を示す文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「第52規1134号（港北ニュータウン事業）において請求人宅造成工事の中間検査の実施期間を示す文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年2月7日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 中間検査は、擁壁や杭工事が一定の工程に達したときに実施するものであるが、造成区域（造成区域が工区分けされている場合には、工区）を単位として実施されるものである。造成区域内の擁壁や杭を対象として実施するという意味では、異議申立人（以下「申立人」という。）の指摘するとおりであるが、個々の宅地について検査を行うものではなく、単体的土地利用の場合を除き、特定個人宅造成工事の中間検査というものは、存在しない。
- (2) 中間検査の目的は、工事中の安全及び完了検査の適正を確保することにあることから、現場で工程に応じ必要な検査を行い、手直しがあれば現場代理人に口頭で指示をするにとどまるもので、中間検査調書などの検査記録は作成されていない。
- (3) 中間検査の日時は、担当者が現場検査等を行う日程調整や調査順等を調整するため現場予定表等として控えているので、検査済証を交付するまでの間は、記録が残されているが、担当者の備忘録としての性格の文書に過ぎないものであることから、保管されていない。
- (4) 法的にも、宅地の安全性は、最終的に完了検査に合格し、検査済証を交付する

ことによつてのみ、公証されるものであり、中間検査を受けた期間を行政文書に記録し、保管すべき義務はないと考える。

#### 4 申立人の意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 中間検査とは、工区を対象に行うものではなく、擁壁を対象に行うものである。また、港北ニュータウンでは、申立人宅擁壁も中間検査を受けなければならないとされているので、申立人宅がいつからいつまでの間に中間検査を受けたかを示す資料が残っていないなければならない。
- (2) 中間検査とは、「擁壁」に対して行われるものであり、一つの擁壁（宅地）が完成するまでの間に3回にわたって実施されるものである。3回の検査とは、擁壁の基礎地盤を掘削したとき、地面高さまで擁壁を積み上げたとき、予定高さの1/3まで擁壁を組積したときであり、横浜市が実施する。
- (3) 中間検査は、「許可条件」の一つであり、その根拠は宅地造成等規制法第8条第3項に則つて、横浜市長が付す「災害を防止するための必要な条件」であり、港北NTに限らず市内で行われる全ての宅地造成工事に義務付けられている。
- (4) 中間検査の対象は、あくまでも区域内に存在する各擁壁ひとつずつである。申立人宅すぐ傍らに位置する個々の宅地が各々「仮完了検査済証」を受けたときの報告書には、各々擁壁の中間検査の有無・実施期間が記載されている。申立人が求めているのは、まさにこの情報である。擁壁をもたない宅地に対してさえも、わざわざ「中間検査不要地」と記して中間検査の記録がないことの説明までなされている。
- (5) 「仮（完了）検査報告書」には、仮検査に係る土地の擁壁の中間検査等についてという項目があり、たとえ仮完了検査の場合であっても中間検査の実施期間を記入しなければならない（記録の義務）ことが示されている。このことは、「本」完了検査報告書についても同様である。「荏田12-5」及び「荏田12-6」の審査調書には、いずれにも「中間検査の実施期間」が示されており、永年保存文書となっている。
- (6) もともと中間検査とは、各擁壁に対し、その安全性を確認するために実施されるものであり、その重要性に鑑み港北ニュータウンにおいてはその中間検査の実施期間を示す仕組みになっている。したがって、申立人宅擁壁のみそれを示す文

書がないなどということはありません。

- (7) 横浜市は、私には「特定個人宅造成工事の中間検査というものは存在しない」と言いつつ、他の特定個人宅の中間検査についてはとりあえず実施期間を開示している。すなわち、横浜市は、自ら「特定個人宅造成工事の中間検査の存在」を認めているのであり、申立人宅に対してのみ開示を拒否するのは一貫性を欠くものである。
- (8) 申立人は、「中間検査実施期間を示す文書」を要求しているのであり、「中間検査調書」は要求していない。
- (9) 仮検査は先行使用宅地について行われるものであるが、宅地の安全を確保するものであるため、正式の一部完了検査と検査内容に違いはなく、正式の一部完了検査済証と整合性がある。したがって、先行使用宅地ではない申立人宅にも当てはまる。
- (10) 「荏田12-2」から「荏田12-6」までの審査調書には、いずれにも中間検査記録が記載されている。これが、港北ニュータウン方式であり、中間検査を記載する決まりとなっている。

## 5 審査会の判断

### (1) 港北ニュータウン宅地造成工事について

港北ニュータウン事業は、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立しており、横浜市は、この協議成立条件として擁壁工事等の工程に応じて中間検査を受けることを公団に義務付けている。

当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域が広範囲であることから、区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第10条の規定に基づき工事の一部完了検査が行われている。

なお、港北ニュータウン宅地造成工事については、平成9年3月にすべて完了している。

### (2) 文書特定について

ア 実施機関は、中間検査調書などの検査記録は作成していないことから、本件申立文書は不存在であると主張しているため、まず、この点について、検討する。

申立人は、実施機関の主張に対し、宅地造成工事審査調書（以下「審査調書」という。）及び仮検査報告書を示し、そこに中間検査実施期間が記録されていることから、実施機関の主張は不当である、また、中間検査調書を求めているのではないと主張している。

審査調書は、工事完了検査工区ごとに作成され、当該工区の一部完了検査の審査結果が記載されている。仮検査報告書は、先行使用宅地（造成工事に起因して移転した家屋を収容するため、完了検査前に使用する宅地をいう。）ごとに作成され、当該宅地に対して行われる仮検査の結果が記載されている。申立人宅地は、先行使用宅地ではないため、仮検査報告書は作成されていない。

当審査会で、申立人が提出した審査調書及び仮検査報告書を見分したところ、どちらにも中間検査記録が記載されていることが認められた。審査調書には、当該工区の中間検査記録として、工事名及び中間検査実施期間が記載されている。仮検査報告書は、個々の先行使用宅地ごとに作成されているので、当該宅地に擁壁等が存在せず中間検査が不要の場合は「中間検査不要地」と記載されているが、中間検査が必要な場合は審査調書と同様の中間検査記録が記載されている。

さらに、当審査会で、港北ニュータウン宅地造成工事のいくつかの審査調書を見分したところ、同様に中間検査記録として工事名及び実施期間が記載されていることが認められた。

このように、審査調書及び仮検査報告書に中間検査記録が記載されていることから判断すると、実施機関の中間検査調書などを作成していないとの主張に合理性は認められるが、中間検査を実施した期間の記録は残されていると考えることが相当である。

イ 次に、実施機関が、単体的土地利用の場合を除き特定個人宅造成工事の中間検査は存在しないと主張しているため、この点について検討する。

本件請求における開示請求書の記載は、「第52規1134号（港北ニュータウン事業）において私宅造成工事の中間検査の実施期間を示す文書」というものであった。この「私宅造成工事の中間検査」との表現から、実施機関は、本件申立文書を申立人宅のみを対象に行われた中間検査と解釈したものと推測される。

しかし、申立人は、意見書において、他の特定個人宅地については中間検査実施

期間が開示されているとして別の開示請求により開示された審査調書を示しており、申立人宅地のみ開示されないのはおかしいと主張している。さらに、当審査会で平成15年9月26日に行った申立人からの意見聴取の際に申立人に請求内容について確認したところ、他の宅地で開示されたように、申立人宅地に該当する審査調書を開示してほしいとのことであった。以上のことから考えると、申立人が申立人宅地のみの中間検査記録を求めているとは考えられない。

したがって、本件請求においては、申立人は申立人宅地を含む工区の審査調書の開示を求めていると解される。そこで、当審査会では、その存否について、以下検討を行うこととした。

(3) 本件申立文書の存否について

審査調書は、工事完了検査工区ごとに作成されており、そこには当該工区の中間検査記録が記載されていることから、申立人宅地が含まれる工事完了検査工区の審査調書には、申立人宅地を含んだ中間検査記録が記載されていると推測される。

申立人宅地が含まれる工事完了検査工区は、当審査会答申平成16年2月2日横情審答申第295号（諮問第392号）において判断したように、「荏田12-1」であると認められる。

したがって、本件請求に対しては、「荏田 12- 1」審査調書を対象行政文書として特定すべきであったと判断される。

(4) 本件申立文書の非開示決定の妥当性について

ア 申立人は、当審査会答申平成16年2月2日横情審答申第295号（諮問第392号）で明らかなように、本件請求とほぼ同内容である「52規1134において行われた中間検査の実施期間を示す文書（別紙図面の位置）」（別紙図面で申立人宅地を図示している。）の開示請求を別途行っており、この開示請求に対し実施機関は「荏田 12- 1」審査調書を開示している。申立人は、この開示決定に対し、開示された文書は対象文書ではないと主張し、異議申立てを提起している。

この異議申立てにより、申立人は本件請求において「荏田 12- 1」審査調書の開示を求めていることは、明白となった。

イ このように、当審査会としては、本件請求に対し、対象行政文書として特定すべき文書である「荏田12-1」審査調書は、現時点においては申立人が求める文書ではないことが明らかであり、他に対象行政文書は存在しないと認められることから、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、

結論において妥当であると判断した。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書を存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、結論において妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                     | 審 査 の 経 過               |
|---------------------------|-------------------------|
| 平成14年5月15日                | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成14年5月24日<br>(第270回審査会)  | ・諮問の報告                  |
| 平成14年8月23日                | ・異議申立人から意見書を受理          |
| 平成14年8月23日<br>(第276回審査会)  | ・部会で審議する旨決定             |
| 平成14年10月18日<br>(第1回第二部会)  | ・審議                     |
| 平成14年11月8日<br>(第2回第二部会)   | ・審議                     |
| 平成14年11月22日<br>(第3回第二部会)  | ・実施機関から事情聴取<br>・審議      |
| 平成14年12月25日<br>(第4回第二部会)  | ・審議                     |
| 平成15年4月3日                 | ・異議申立人から意見書(追加分)を受理     |
| 平成15年8月22日<br>(第18回第二部会)  | ・審議                     |
| 平成15年9月26日<br>(第20回第二部会)  | ・異議申立人の意見陳述<br>・審議      |
| 平成15年10月10日<br>(第21回第二部会) | ・審議                     |
| 平成15年10月24日<br>(第22回第二部会) | ・審議                     |
| 平成15年11月12日<br>(第23回第二部会) | ・審議                     |
| 平成15年11月28日<br>(第24回第二部会) | ・審議                     |
| 平成15年12月12日<br>(第25回第二部会) | ・審議                     |
| 平成15年12月25日<br>(第26回第二部会) | ・審議                     |
| 平成16年1月16日<br>(第27回第二部会)  | ・審議                     |